

危険ブロック塀等の 撤去費用を補助します

追加募集！！
令和7年11月28日まで

対象となる塀と条件

- 倒壊によって、通学路や避難路を通行する者に危険を及ぼすおそれのある、つくば市内のコンクリートブロック塀または、組積造の塀
※通学路や避難路に面する道路境の危険ブロック塀等のみが補助対象です
- 道路面からの高さが、80センチメートルを超えるもの
- 土地の販売を目的としていないこと
- 過去にこの制度による補助金の交付を受けていないこと
- 幅員が4メートル未満の道路のセットバック範囲内の塀ではないこと
- 危険ブロック塀等の所有者が、申請日現在において、市税を滞納していないこと
- **撤去工事は令和7年12月末までに完了すること**

【通学路と避難路】

※通学路は、つくば市内の小中学生が学校へ通学するために利用する道路です。

※避難路は、被災時に人や物の移動に利用する主要な道路で、つくば市が指定するものです。



補 助 額

- ① 危険ブロック塀等の撤去に要した費用
- ② 撤去部分の長さ1mあたり、1万4千円を乗じた額

補助額は、①または②のうちの低い方の額の3分の2(上限10万円)

申 請 方 法

- 申請書類 市ホームページからダウンロードするか、建築指導課及び各窓口センターで配布中
- 申請方法 申請書類をつくば市都市計画部建築指導課の窓口へ直接提出してください。
- 申請期間 **令和7年10月15(水)～令和7年11月28(金)まで**



※申請前に電話等にて事前にお問い合わせください。

【問合せ先】 つくば市都市計画部建築指導課 建築企画・安全係(本庁舎3階)
つくば市研究学園1-1-1 ☎029-883-1111(代表) 内線3110・3111
【受付時間】 平日8:45～12:00/13:00～16:30(土・日・祝日を除く)